

地方公共団体情報システム機構による地方公共団体等へのサービス提供に関する規程

平成26年4月1日地情機規程第9号
改正 平成26年6月16日地情機規程第48号
改正 平成30年12月19日地情機規程第9号
改正 令和2年3月11日地情機規程第2号
改正 令和5年5月25日地情機規程第14号
改正 令和5年10月20日地情機規程第20号
改正 令和6年10月7日地情機規程第21号
改正 令和6年11月13日地情機規程第23号
改正 令和7年7月25日地情機規程第24号
改正 令和8年5月8日地情機規程第12号

地方公共団体情報システム機構定款の規定に基づき、及び同定款を実施するため、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）による地方公共団体等へのサービス提供に関する規程を次のように定める。

（対象）

第1条 定款附則第6条第1項に規定する地方行政に関係のある団体は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 別表第2の地方行政に関係のある団体の項に掲げるもの
- (2) 基幹系システムを共同利用するため市町村が設立した組合又は任意団体（以下「組合等」という。）が一般事業負担金を負担することにより、組合等及び当該組合等を構成する全市町村に対して、定款附則第6条第2項に規定する複数のサービスを提供することを理事長が認めた場合における当該組合等

（負担金）

第2条 定款附則第6条第2項に規定する一般事業負担金の額は、別表第1、別表第2及び別表第3に掲げるものとする。

- 2 定款附則第6条第3項に規定する個別事業負担金の額は、別表第4に掲げるものとする。
- 3 機構は、地方公共団体等の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、一般事業負担金及び個別事業負担金の一部又は全部を免除することができる。

（利用約款）

第3条 機構による地方公共団体等へのサービスの提供及び地方公共団体等による当該サービス利用については、別に定める利用約款によるものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月16日地情機規程第48号）

この規程は、平成26年6月16日から施行し、平成26年6月1日から適用する。

附 則（平成30年12月19日地情機規程第9号）
この規程は、平成30年12月19日から施行し、平成30年12月1日から適用する。

附 則（令和2年3月11日地情機規程第2号）
この規程は、令和2年3月11日から施行する。

附 則（令和5年5月25日地情機規程第14号）
この規程は、令和5年5月25日から施行する。

附 則（令和5年10月20日地情機規程第20号）
この規程は、令和5年10月20日から施行する。

附 則（令和6年10月7日地情機規程第21号）
この規程は、令和6年10月21日から施行する。

附 則（令和6年11月13日地情機規程第23号）
この規程は、令和7年1月1日から施行する。

附 則（令和7年7月25日地情機規程第24号）
この規程は、令和7年7月25日から施行する。

附 則（令和8年5月8日地情機規程第12号）
この規程は、令和8年5月8日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

地方公共団体の区分		一般事業負担金の額 (消費税及び地方消費税を含む。)	
普通 地方 公共 団体	都道府県	180万円	
	指定都市	180万円	
	指定都市以外 の市	人口5万人未満	6万3千円
		人口5万人以上	9万円
		人口10万人以上	18万円
		人口20万人以上	27万円
		人口25万人以上	36万円
	町村	町村が単独で納入する場合	4万5千円
都道府県内の全ての町村が一般事業負担金を負担する場合 (右記は各町村の負担額)		3万6千円	
特別 地方 公共 団体	特別区	人口5万人未満	6万3千円
		人口5万人以上	9万円
		人口10万人以上	18万円
		人口20万人以上	27万円
		人口25万人以上	36万円
	地方公共団体の組合	4万5千円	

別表第2（第1条、第2条関係）

地方行政に関係のある団体	一般事業負担金の額 (消費税及び地方消費税を含む。)
全国知事会及び全国都道府県議会議長会	45万円
全国市長会及び全国市議会議長会	45万円
全国町村会及び全国町村議会議長会	45万円
地方公共団体金融機構	4万5千円
地方税共同機構	4万5千円
全国市町村職員共済組合連合会	4万5千円
地方公務員共済組合連合会	4万5千円
地方職員共済組合	4万5千円
東京都職員共済組合	4万5千円
警察共済組合	4万5千円
兵庫県公立大学法人	4万5千円
一般財団法人行政書士試験研究センター	4万5千円
一般財団法人岐阜県市町村行政情報センター	4万5千円
一般社団法人岡山中央総合情報公社	4万5千円
公益財団法人兵庫県市町村振興協会	4万5千円
京都府自治体情報化推進協議会	4万5千円
いわて消防通信指令事務協議会	4万5千円
茨城消防救急無線・指令センター運営協議会	4万5千円
宮城県国民健康保険団体連合会	4万5千円
熊本県国民健康保険団体連合会	4万5千円
指定都市市長会事務局	4万5千円
宮城県町村会	4万5千円
富山県町村会	4万5千円
長野県町村会	4万5千円
徳島県町村会	4万5千円
宮崎県町村会	4万5千円
鹿児島県町村会	4万5千円

別表第3（第2条関係）

組合等を構成する市町村の人口の合計	一般事業負担金の額 (消費税及び地方消費税を含む。)
10万人未満	9万円
10万人以上20万人未満	18万円
20万人以上	27万円に人口10万人を増すごとに 9万円を加算した額

別表第4（第2条関係）

サービスの区分	個別事業負担金の額 (消費税及び地方消費税を含む。)
教育研修 ライブ研修の受講	20,900円/人日
教育研修 動画研修の受講	20,900円/人
月刊誌の提供	990円/部
サービス利用コーナーでの各種最新情報・資料の提供 地方公共団体コード住所一覧の一括ダウンロード	5,400円/年
地方支援アドバイザーの派遣	実費